

鹿児島大学大学院連合農学研究科の社会人受入れに関する申合せ

平成16年4月1日

研究科長 裁定

令和元年6月10日 一部改正

1 鹿児島大学大学院連合農学研究科は、民間企業、国・地方公共団体等（以下「事業所」という。）に勤務する職員で入学資格を有する者を、学生として積極的に受入れるため、次の者について受験の機会を与えるものとする。

事業所において、次の各号の一に該当する制度又は措置に基づき、職務専念の義務を免除され、学業に専念できる者

(1) 休職制度

(2) 研修制度

(3) 派遣制度

(4) その他勤務場所を離れ、指導教員の下で常時研究指導を受けられることのできる措置

2 前項の規定に基づき受験しようとする者には、当該事業所の受験承諾書を提出させるとともに、入学の際には別記様式による承諾書を提出させるものとする。

別記様式

入 学 承 諾 書

事業所の名称

所 属 職 名

氏 名

上記の者が、 年度に鹿児島大学大学院連合農学研究科（ 専攻）に入学することを承諾します。

なお、同人には、在学中鹿児島大学学則、同大学院学則及びその他諸規則に従い学業に専念させることを確約します。

年 月 日

事業所の長

又は代表者

職・氏名

印